

厚生労働省発医政 0807 第 2 号

特定行為研修指定研修機関指定証

指定研修機関番号 2511014

指定研修機関名 社会医療法人社団 埼玉巨樹の会
所沢美原総合病院

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十七条の二第二項第五号に規定する下記の特定期行為区分に係る特定期行為研修を行う指定研修機関として令和7年8月7日付けて指定する。また、保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定期行為及び同項第四号に規定する特定期行為研修に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第三十三号）別表第四備考第五号に係る下記の領域別パッケージ研修の実施について同日付で認定する。

記

特定期行為区分（14 区分）

- | | |
|--------------------------------------|---------------------|
| ・呼吸器（気道確保に係るもの）関連 | ・呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連 |
| ・呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連 | ・胸腔ドレーン管理関連 |
| ・腹腔ドレーン管理関連 | ・ろう孔管理関連 |
| ・栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連 | |
| ・栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連 | |
| ・創傷管理関連 | ・創部ドレーン管理関連 |
| ・動脈血液ガス分析関連 | ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 |
| ・術後疼痛管理関連 | ・循環動態に係る薬剤投与関連 |

領域別パッケージ研修（3 領域）

- | | | |
|-----------|-------------|-----------|
| ・在宅・慢性期領域 | ・外科術後病棟管理領域 | ・術中麻酔管理領域 |
|-----------|-------------|-----------|

令和7年8月7日

厚生労働大臣

福岡 資麿

